特定非営利活動法人 とちぎ整形外科アカデミー　　定　款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人 とちぎ整形外科アカデミーと称し、英語表記をTochigi Orthopaedic Academy とし、略称をＴＯＡとする。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を栃木県下都賀郡壬生町に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、主に栃木県における整形外科疾患の治療に関わる医師及び医療従事者を対象として、高レベルの医療技術の習得や専門医養成支援、さらなる最先端の治療技術の開発、整形外科手術実績の蓄積、関連情報の提供を行うことにより、広く国民の医療・福祉・健康増進に寄与することを目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）　社会教育の推進を図る活動
（３）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（４）　情報化社会の発展を図る活動
（５）　科学技術の振興を図る活動
（６）　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（７）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
（事業）
第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）　特定非営利活動に係る事業
①　整形外科疾患に関する疫学的研究事業
②　整形外科疾患の治療に関わる人々の教育事業
③　整形外科疾患に関する情報の社会に対する広報事業
④　整形外科疾患の治療に用いられる機材、薬品の有効性に関する受託研究事業
⑤　整形外科疾患に関する学術活動への支援事業
⑥　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）　正会員　この法人の目的に賛同して入会し、事業を推進する個人及び団体
（２）　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって

（５）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　心身の故障のため職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（相談役及び顧問）

第20条 この法人に、法上の役員の他に相談役及び顧問を置くことができる。

相談役　若干名

顧問 若干名

２　相談役及び顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任免する。

３　相談役及び顧問はこの法人の業務について理事長の諮問に応じて、意見を具申する。

４　相談役及び顧問はこの法人の理事及び監事または職員を兼ねることができない。

（職員）

第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

２　事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

３　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散

（３）　合併

（４）　事業計画及び活動予算並びにその変更

（５）　事業報告及び活動決算

第６章　理事会

（構成）
第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　相談役及び顧問の選任
（４）　事務局の組織及び運営
（５）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）　理事長が必要と認めたとき。
（２）　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）　第 15 条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第 35 条 理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第 34 条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（議決）
第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって、表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第 37 条第２項及び第 39 条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　日時及び場所
（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）　審議事項
（４）　議事の経過の概要及び議決の結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（1） 総会の決議
（2） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3） 正会員の欠亡
（4） 合併
（5） 破産手続き開始の決定
（6） 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で決定する者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 髙畑 雅彦
理事 長谷川 恭弘
理事 竹内 大作
理事 髙井 盛光
理事 富沢 一生
理事 中山 健太朗
理事 阿久津 みわ
監事 稲見 聡
監事 長田 伝重

役　員　名　簿

特定非営利活動法人とちぎ整形外科アカデミー

役　名	氏　名（ふりがな）	住所又は居所	役員報酬の有無	備　考
理　事	髙畑（たかはた）　雅彦（まさひこ）		無	理事長
理　事	長谷川（はせがわ）　恭弘（やすひろ）		無	
理　事	竹内（たけうち）　大作（だいさく）		無	
理　事	富沢（とみざわ）　一生（かずお）		無	
理　事	中山（なかやま）　健太朗（けんたろう）		無	
理　事	阿久津（あくつ）　みわ		無	
理　事	髙井（たかい）　盛光（もりみつ）		無	
監　事	稲見（いなみ）　聡（さとし）		無	
監　事	長田（おさだ）　伝重（でんじゅう）		無	

設　立　趣　旨　書

1　趣　旨

整形外科疾患はこどもから高齢者まですべての年齢層に生じます。先天的（生まれつき）あるいは成長期に生じる脊柱変形やスポーツ関連障害は生涯にわたる身体障害の原因となります。加齢変性に起因する変形性関節症や脊柱管狭窄症、骨粗鬆症性骨折、椎間板ヘルニアなどの疾患は、慢性的な痛みやしびれ、四肢運動機能の障害をもたらし、高齢者の健康寿命を低下させる主因のひとつとなっています。脊柱靭帯骨化症（指定難病）は脊柱の強直や四肢麻痺の原因として重要であり、骨や関節、脊椎・脊髄に腫瘍が生じることも稀ではありません。

これらの病気になった場合、慢性的な痛みやしびれで苦しんだり、手足の麻痺により社会活動が制限され、通常の生活を送ることが難しくなることもあります。こうした整形外科疾患の中には、まだ原因がわかっていないものや十分な治療法が確立されていない疾患も存在します。

近年、地域を問わず整形外科疾患に対する関心と専門的医療への需要が著しく高まっています。そこで、栃木県において整形外科疾患の診療を専門としている医師が中心となって、高いレベルの診断・治療技術の習得や専門医養成支援、さらなる最先端の治療技術の開発、手術実績の蓄積に関する疫学研究を推進することにより、広く国民の医療・福祉・健康増進に寄与することを目的とした活動を行って参ります。整形外科疾患についての実証に基づいた医療の開拓とその予防、医療技術の普及、そして疾患・病態の啓蒙を通じて治療学の発展や患者さんの健康福祉に寄与することを趣旨としています。

このたび法人として申請するに至ったのは、わたしたちの活動や事業をさらに広域に定着させ継続的に推進して栃木県全域へ活動を広げていくため関係諸機関との連携を深めていく必要があると考えたからです。

2　申請に至るまでの経過

これまで定期的に栃木県の整形外科医を対象に研究会やセミナー、ワークショップ等を開催して参りました。また医学研究も行ってきました。今後は医師、医療者のグループを法人化し、より円滑に情報交換を行い幅広い知識を共有するとともに、優れた医療者や研究者の育成を目的に積極的に実践して参ります。

2026 年 9 月 9 日、栃木県における整形外科疾患の診療に携わる医師らで、法人の設立が必要であるとの意見の一致が得られ、引き続き、設立総会が開催され法人の定款等が審議され承認されました。

2026 年　10 月　8 日

特定非営利活動法人 とちぎ整形外科アカデミー

設立代表者　氏名　　髙畑　雅彦

令和 8 年度　事業計画書
（法人成立の日から　令和　9年　3月 31 日まで）

特定非営利活動法人 とちぎ整形外科アカデミー

1　事業実施の方針
・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページ・ブログ等のＳＮＳの利用に関する開設・運営準備委員会を発足させる。

2　事業の実施に関する事項
（1）　特定非営利活動に係る事業

事　業　名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
整形外科疾患に関する疫学的研究事業	栃木県内における整形外科疾患患者のデータを蓄積し、今後の治療や研究に生かす	通年	各関連病院	20人	県内患者/1,000名	200
整形外科疾患の治療に係る人々の教育事業	整形外科外科治療に携わる医療者(医学生、医師、看護師、理学・作業療法士など)を対象とした教育セミナーを開催する	年5回	獨協医科大学、県内講演会場	10人	セミナー参加者/1 開催当たり 100名	600
整形外科疾患に関する情報の社会に対する広報事業	市民公開講座を開催し、整形外科疾患の啓蒙を行う	年1回	講演会場	3人	公開講座参加者/50名	150
整形外科疾患の治療に用いられる機材,薬品の有効性に関する受託研究事業	手術機械の治療効果・合併症の調査。薬剤の治験など	通年	当法人事務所	5人	県内患者/500名	200
整形外科疾患に関する学術活動への支援事業	学会参加、論文発表、調査研究における諸経費援助	通年	各関連病院	2人	学会参加者、論文発表者/20名	400
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	データベース作成、更新	通年	当法人事務所	5人	県内患者/1,000名	300

（2）　その他の事業
なし

令和 9 年度　事業計画書
（令和　9年　4月 1日から　令和　10年　3月 31日まで）

特定非営利活動法人 とちぎ整形外科アカデミー

1　事業実施の方針
・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
・前事業年度に発足させたホームページ等の開設・運営準備委員会の検討ついては、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進め、地域における法人の知名度をよりアップさせるため市民公開講座の開催回数を増やし、活動状況をブログ等のＳＮＳを利用し広報活動にも注力し、ホームページの開設・運営は当年度中を目標とする。

2　事業の実施に関する事項
（1）　特定非営利活動に係る事業

事　業　名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
整形外科疾患に関する疫学的研究事業	栃木県内における整形外科疾患患者のデータを蓄積し、今後の治療や研究に生かす	通年	各関連病院	20人	県内患者/1,000名	100
整形外科疾患の治療に係る人々の教育事業	整形外科外科治療に携わる医療者(医学生、医師、看護師、理学・作業療法士など)を対象とした教育セミナーを開催する	年5回	獨協医科大学、県内講演会場	10人	セミナー参加者/1開催当たり100名	500
整形外科疾患に関する情報の社会に対する広報事業	市民公開講座を開催し、整形外科疾患の啓蒙を行う	年1回	講演会場	3人	公開講座参加者/50名	200
整形外科疾患の治療に用いられる機材,薬品の有効性に関する受託研究事業	手術機械の治療効果・合併症の調査。薬剤の治験など	通年	当法人事務所	5人	県内患者/500名	100
整形外科疾患に関する学術活動への支援事業	学会参加、論文発表、調査研究における諸経費援助	通年	各関連病院	2人	学会参加者、論文発表者/20名	400
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	データベース作成、更新	通年	当法人事務所	5人	県内患者/1,000名	200

（2）　その他の事業
なし

≪活動予算書≫

令和　8　年度　活動予算書
（法人設立の日から　　9年　3月　31日まで）

特定非営利活動法人とちぎ整形外科アカデミー
（単位：円）

科　目	金額		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費			
正会員受取会費	1,200,000		
賛助会員受取会費	100,000	1,300,000	
2　受取寄附金			
受取寄附金	600,000	600,000	
3　受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4　事業収益			
脊椎脊髄疾患に関する疫学的研究事業	0	0	
脊椎脊髄疾患の治療に関わる人々の教育事業	0	0	
脊椎脊髄疾患に関する情報の社会に対する広報事業	0	0	
脊椎脊髄疾患の治療に用いられる機材、薬品の有効	0	0	
性に関する受託研究事業	0	0	
脊椎脊髄疾患に関する学術活動への支援事業	0	0	
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	0	0	
5　その他収益			
受取利息	0	0	
雑収益	0	0	
経常収益計			1,900,000
Ⅱ経常費用			
1　事業費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	200,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	200,000		
(2)その他経費			
会議費	200,000		

旅費交通費	100,000		
施設等利用費	100,000		
印刷費	50,000		
講師料	150,000		
広告宣伝費	100,000		
減価償却費	0		
雑費	300,000		
その他経費計	1,000,000		
事業費計		1,200,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	200,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	200,000		
(2)その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	50,000		
通信費	50,000		
消耗品費	50,000		
事務用品費	50,000		
減価償却費	0		
雑費	150,000		
その他経費計	450,000		
管理費計		650,000	
経常費用計			1,850,000
当期経常増減額			50,000
当期正味財産増減額			50,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			50,000

≪活動予算書≫

令和　9　年度　活動予算書
（ 9年　4月　1日　　10年　3月　31日まで）

特定非営利活動法人とちぎ整形外科アカデミー
（単位：円）

科　目	金額		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費			
正会員受取会費	800,000		
賛助会員受取会費	100,000	900,000	
2　受取寄附金			
受取寄附金	600,000	600,000	
3　受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4　事業収益			
脊椎脊髄疾患に関する疫学的研究事業	0	0	
脊椎脊髄疾患の治療に関わる人々の教育事業	0	0	
脊椎脊髄疾患に関する情報の社会に対する広報事業	0	0	
脊椎脊髄疾患の治療に用いられる機材、薬品の有効	0	0	
性に関する受託研究事業	0	0	
脊椎脊髄疾患に関する学術活動への支援事業	0	0	
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	0	0	
5　その他収益			
受取利息	0	0	
雑収益	0	0	
経常収益計			1,500,000
Ⅱ経常費用			
1　事業費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	100,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	100,000		
(2)その他経費			
会議費	200,000		

旅費交通費	100,000		
施設等利用費	100,000		
印刷費	50,000		
講師料	150,000		
広告宣伝費	100,000		
減価償却費	0		
雑費	50,000		
その他経費計	750,000		
事業費計		850,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	200,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	200,000		
(2)その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	50,000		
通信費	50,000		
消耗品費	50,000		
事務用品費	50,000		
減価償却費	0		
雑費	150,000		
その他経費計	450,000		
管理費計		650,000	
経常費用計			1,500,000
当期経常増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			50,000
次期繰越正味財産額			50,000